

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消し
根拠条例・規則等名		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
条 項		第 2 4 条 第 1 項、第 2 項
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話：048-829-1520)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・ 処分基準は、法第 2 4 条 第 1 項、第 2 項の定めによる。
	設定等年月日	平成 29 年 10 月 25 日設定 平成 30 年 7 月 10 日最終改正
備 考		